

○総務省告示第百八十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定により基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣 山本 早苗

第1の1(1)イを次のように改める。

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあつては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあつては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）を行うこと。

(A) 高精細度テレビジョン放送（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）

(B) 超高精細度テレビジョン放送

B Aの放送については、首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすものとする。

C A(A)の放送については、その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送を行うこと。

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総

合放送

- (B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送
- D A(A)の放送については、多様化・高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及に取り組むものとする。
- E C(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。
- (A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。
- (B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の

五十以上となるよう努めること。

F A(B)の放送については、超高精細度テレビジョン放送の普及の促進に資するため、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の放送をそれぞれの放送の特性を生かして行うこと。

(A) その周波数（右旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1/3の範囲内において行う総合放送

(B) その周波数（左旋円偏波の電波に係るものに限る。）の1の範囲内において行う総合放送

G A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組みものとする。

(A) Dに定める事項

(B) 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境の整備に配慮すること。

H F(B)の放送については、一部の時間帯において、複数の超高精細度テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。

I 左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送に係る受信環境が一定程度整備され、当該周波数

を使用する超高精細度テレビジョン放送が普及した段階で、協会の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることができる放送番組の数の目標について見直すものとする。

(イ) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送(注)及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

(注) 高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送及び超高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、それぞれの特性を生かした放送を行うこと。また、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送以外の放送については、当該放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

第1の1(4)エを次のように定める。

エ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジ

ン放送については、当該超高精細度テレビジョン放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われる試験放送を除く。）が開始するまでの間に、将来の実用化に資するため、放送衛星業務用の周波数の1を使用する協会及び協会以外の基幹放送事業者による試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。）を実施できるようにすること。この場合において、当該試験放送については、協会及び協会以外の基幹放送事業者の2者により、1の周波数を分割して、又は当該周波数を一定時間ずつ使用することとし、1日当たりの放送時間は、それぞれ12時間以内（1の周波数を分割せずに使用する場合に限る。1の周波数を分割して使用する場合には、周波数の分割方法に応じてこれに相当する割合となる時間以内）とする。

第1の1(4)中「カ」の次に次のように加える。

オ 衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）による超高精細度テレビジョン放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

第3の1(3)オに次のように加える。

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送

第3の2③アの表を次のように改める。

基 幹 放 送 の 区 分		放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	総合放送	全 国	2 (注1) (注2)
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	総合放送	全 国	2

(注1) 右旋円偏波の電波の周波数及び左旋円偏波の電波の周波数を使用して、それぞれ1番組の

放送を行うものとする。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を3分割して利用する場合の放送番組の数とし、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送にあつては1の周波数を分割せずに利用する場合の放送番組の数とする。

第3の2(3)イの表中「テレビジョン放送」や「超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送」に改め、同(3)ウの表を次のように改める。

基 幹 放 送 の 区 分	放送対象地域	放送系により放送をすることのできる放送番組の数の目標
超高精細度テレビジョン放送	全 国	18程度(注1) (注2) (注3)

超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送	全 国	4.3程度～6.5程度 (注4) (注5)
--------------------------	-----	-----------------------

(注1) 1の周波数を、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては2分割、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の場合にあつては3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たつては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注2) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、2.1程度とする。

(注3) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち2程度とする。ただし、右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使

用するときは、右旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の放送番組の数は、このうち5程度とする。

(注4) 1の周波数を2分割又は3分割して利用する場合の放送番組の数。ただし、具体的な基幹放送の業務の認定に当たっては、今後のデジタル技術の進展及び当該放送における必要な音声品質、画像品質等を勘案することとし、これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。

(注5) 右旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送に2の周波数を使用するときは、41程度～62程度とする。

○総務省告示第百八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣 山本 早苗

第1の2(1)ウ(イ)の表を次のように改める。

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
1	11.72748
3	11.76584
5	11.80420
7	11.84256
8	11.86174
9	11.88092

11	11.91928
12	11.93846
13	11.95764
14	11.97682
15	11.99600
17	12.03436
19	12.07272
21	12.11108
23	12.14944

第1の2(1)ウ(ウ)を次のように改める。

(ウ) 人工衛星N-SAT-110によるもの

チャンネル番号	中央の周波数 (GHz)
ND2	12.29100

N D 4	12. 33100
N D 6	12. 37100
N D 8	12. 41100
N D 9	12. 43100
N D 10	12. 45100
N D 11	12. 47100
N D 12	12. 49100
N D 14	12. 53100
N D 16	12. 57100
N D 18	12. 61100
N D 19	12. 63100
N D 20	12. 65100
N D 21	12. 67100
N D 22	12. 69100
N D 23	12. 71100
N D 24	12. 73100

第6及び第7を次のように改める。

第6 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（注1）（注2）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)
全 国	東経110度 (放送衛星業務用の周波数を使用して衛星基幹放送を行う衛星)	1	3
		5	7
		8	9
		11	12
		13	14
		15	17
		19	21
		23	

(注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

(注2) 8、12又は14の周波数を使用する場合であつて、当該周波数に係る中間周波数により有害

な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができる。

第7 デジタル放送（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送に限る。）による衛星基幹放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する東経110度人工衛星デジタル放送に限る。）（注1）（注2）（注3）

放送対象地域	送信場所 (人工衛星)	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力 (kW)		
全 国	東経110度 (N-SAT-110)	N D 2	N D 4	N D 6	0.13
		N D 8	N D 9	N D 10	
		N D 11	N D 12	N D 14	
		N D 16	N D 18	N D 19	
		N D 20	N D 21	N D 22	
		N D 23	N D 24		

- (注1) 中継器の故障等により、上表により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。
- (注2) ND2、ND4、ND6、ND8、ND9、ND10、ND11又はND12の周波数を使用する場合は、優先的に割り当てられる他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な受信状態を確保できない場合がある。
- (注3) ND9、ND11、ND19、ND21又はND23の周波数を使用する場合であつて、当該周波数に係る中間周波数により有害な混信等が発生したときは、特別の措置を講ずることができらる。

○総務省告示第百八十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣 山本 早苗

別表第十五号の表高精度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送の項中「やゆびやゆび」を「やゆびやゆび」の次に「（超短波テレビジョン放送を含むものに限る。）」を加える。

○総務省告示第百八十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号の2の表高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）の項及び高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策中継放送）の項中「を含まないものに限る。」の次に「（基礎番組テレビジョン放送を含むものに限る。）」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている基幹放送局の基幹放送の種類であつて、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる基幹放送の種類とみなす。

<p>基幹放送の種類</p>	<p>項目</p> <p>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）</p>	<p>コード</p> <p>DHV</p>
<p>基幹放送の種類</p>	<p>項目</p> <p>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）（デジタル放送）</p>	<p>コード</p> <p>DHV</p>

送・受信障害対策中継放
送)